



厚生労働省委託事業 **勤務間インターバル制度導入セミナー**

参加  
無料

**奈良会場（2018年12月13日）のご案内**

従業員の健康確保とワーク・ライフ・バランスの推進のために、「勤務間インターバル制度」を導入しませんか？

企業の人事労務管理ご担当の方を対象に、勤務間インターバル制度とは何か、制度導入のメリット、導入する上での課題、助成金制度等について解説するセミナーを開催します。

従業員の健康確保、過重労働対策について考える機会として、ぜひご利用ください。

■ セミナー専用 HP はこちら

<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/2018interval.html>

**講演内容**

※都合により変更する可能性があります。  
※他のセミナーとの併催となる場合があります。

- **働き方改革の概要、国の長時間労働対策について**
- **勤務間インターバル制度の意義・効果**
- **制度導入における実務上のポイント**
- **導入事例紹介、助成金制度について**

平成30年度  
厚生労働省委託事業

勤務間インターバル  
制度導入セミナー

<b>開催日時</b>	2018年12月13日（木） 14：45～15：45
<b>会場</b>	奈良県電気工事工業協同組合 奥の建物（技能講習会場） 奈良県奈良市三条松町 29 番 3 号
<b>講演者</b>	川崎 正幸 氏（社会保険労務士）

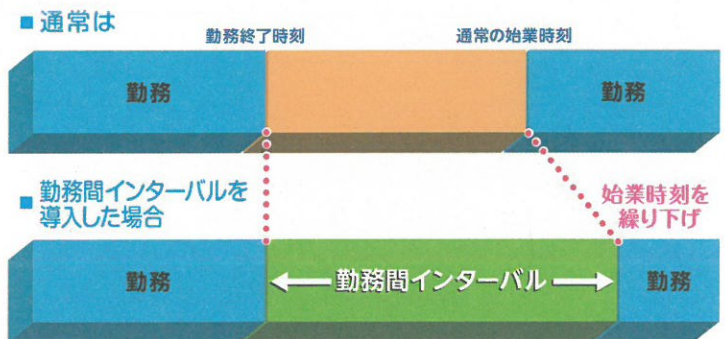
【申込方法】 セミナー専用 HP（<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/2018interval.html>）よりお申し込みください。

**勤務間インターバルとは**

「勤務間インターバル」は、勤務終了後、一定時間以上の「**休憩時間**」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保するものです。

平成 30 年 6 月 29 日に成立した働き方改革関連法に基づき労働時間等設定改善法が改正され、事業者等の責務（努力義務）として、労働者の健康・福祉を確保するために必要な**終業から始業までの時間（勤務間インターバル）の設定が追加されます。**

「勤務間インターバル」を導入した場合として、例えば右図のような働き方が考えられます。



<参考> 厚生労働省「勤務間インターバル専用ページ」 ([https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/interval/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/interval/index.html))

<b>お問い合わせ</b>	<b>勤務間インターバル制度導入セミナー事務局</b> 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 製品安全・環境本部内 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-5-1 大手町ファーストスクエア ウェストタワー-23F TEL：03-6213-6150 E-mail：seminar.mhlw@tokiorisk.co.jp
---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------